

周南緑地整備管理運営事業
要求水準書 新旧対照表

様式集の修正事項について以下に示します。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	旧		新	
1	要求水準書	19	第 2 章	3-1	(1)	—	更衣室内トイレ		更衣室内トイレ	男女更衣室に設置
2	要求水準書	22		3-1	(5)	②	イ 水温は 25℃～28℃程度を目安とする。実際の利用状況に応じて適切な温度に調整可能なものとし、省エネルギー、高効率機器の設置に努めること。		イ 水温は <u>競技時は 25℃～28℃程度</u> を目安とし、 <u>一般利用時は 28℃±1℃</u> を目安とする。実際の利用状況に応じて適切な温度に調整可能なものとし、省エネルギー、高効率機器の設置に努めること。	
3	要求水準書	30	第 2 章	3-4-2	(5)	ア	ア 非常用照明、受変電設備の操作用電源として <u>直流電源装置を設置</u> すること		ア 非常用照明、受変電設備の操作用電源は、 <u>法に準拠した電源が確保</u> できる仕様とすること。	
4	要求水準書	34	第 2 章	3-4-4	(8)		ウ 循環ろ過設備は、プール及び浴槽に分割設置すること。		<u>削除</u>	
5	要求水準書	37	第 2 章	4-1	(3)	②	ア 鉄骨屋根を解体撤去し、屋根を新設すること。		ア 鉄骨屋根、 <u>柱及び基礎</u> を解体撤去し、屋根を新設すること。	
6	要求水準書	38	第 2 章	4-1	(4)	①	—		ウ サッカーフィールドには、ライン引きを行うこと。(小学生用コートのライン引きを含む。)	
7	要求水準書	38	第 2 章	4-1	(4)	③	ア サッカーフィールドへの進入防止として、鋼製ネットフェンスを設置すること。設置位置は資料 3「本事業の区域等」に示す。		ア サッカーフィールドへの進入防止として、鋼製ネットフェンス <u>(高さ 1.2m 程度)</u> を設置すること。設置位置は資料 3「本事業の区域等」に示す。	

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	旧	新				
8	要求水準書	44	第3章	2-3	(1)	カ	カ 自己評価の結果について、個別業務ごとに「事後評価報告書」として…	カ 自己評価の結果について、個別業務ごとに「セルフモニタリング報告書」として…				
9	要求水準書	45	第3章	2-3	(1)	キ	キ …改善方策について検討して事業評価報告書に反映すること。	改善方策について検討してセルフモニタリング報告書に反映すること。				
10	要求水準書	60	第5章	1-3			新水泳場の供用開始日までとし、業務開始日については事業者にて提案すること。	令和9年1月から令和9年3月 なお、一部、契約締結後から実施される業務も含む。				
11	要求水準書	67	第6章	1-9	(2)		… また、毎年度の業務計画書の作成にあたっては、第3章「事業評価業務」に示す前年度の「 <u>事業評価報告書</u> 」の分析及び評価を基に、業務品質向上を踏まえた内容とすること。	… また、毎年度の業務計画書の作成にあたっては、第3章「事業評価業務」に示す前年度の「 <u>セルフモニタリング報告書</u> 」の分析及び評価を基に、業務品質向上を踏まえた内容とすること。				
12	要求水準書	71	第6章	2-1			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総合スポーツセンター</td> <td style="width: 50%;">毎週火曜日及び 12月 29 日から翌年 1月 3 日まで</td> </tr> </table>	総合スポーツセンター	毎週火曜日及び 12月 29 日から翌年 1月 3 日まで	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総合スポーツセンター</td> <td style="width: 50%;">毎週火曜日及び 12月 29 日から翌年 1月 3 日まで ※火曜日が祝日の場合、翌日以降で休日を除く直近の日が休館日</td> </tr> </table>	総合スポーツセンター	毎週火曜日及び 12月 29 日から翌年 1月 3 日まで ※火曜日が祝日の場合、翌日以降で休日を除く直近の日が休館日
総合スポーツセンター	毎週火曜日及び 12月 29 日から翌年 1月 3 日まで											
総合スポーツセンター	毎週火曜日及び 12月 29 日から翌年 1月 3 日まで ※火曜日が祝日の場合、翌日以降で休日を除く直近の日が休館日											
13	要求水準書	92	第7章	1-10	(2)		… また、毎年度の業務計画書の作成にあたっては、第3章「事業評価業務」に示す前年度の「 <u>事業評価報告書</u> 」の分析及び評価を基に、業務品質向上を踏まえた内容とすること。	… また、毎年度の業務計画書の作成にあたっては、第3章「事業評価業務」に示す前年度の「 <u>セルフモニタリング報告書</u> 」の分析及び評価を基に、業務品質向上を踏まえた内容とすること。				

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目 1	小項目 2	旧	新
14	要求水準書	105	第 7 章	9-2	(2)	ア	ア 「次期修繕提案書」は、 <u>組合</u> が効率的・効果的に、…	ア 「次期修繕提案書」は、 <u>市</u> が効率的・効果的に、…
15	要求水準書	105	第 7 章	9-2	(2)	ウ	ウ …また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の 6 ヶ月前までに作成し、 <u>組合</u> に提出すること。	ウ …また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を事業期間終了の 6 ヶ月前までに作成し、 <u>市</u> に提出すること。